

愛光園重要事項説明書

愛光園は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0471300053号)

当施設は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定で要介護3から5の認定を受けた方が対象となります。(要介護1～2の方は一定の要件に該当すると判断された場合、特例による入所が認められます)

◆◆ 目次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 入所中の医療の提供について	6
7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	6
8. 身元引受人	7
9. 事故発生時の対応について	7
10. 苦情の受付について	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 栗駒峰寿会
- (2) 法人所在地 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地
- (3) 電話番号 0228-45-2551
- (4) 代表者氏名 理事長 千葉 厚
- (5) 設立年月 平成4年4月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定
宮城県0471300053号
- (2) 当施設の基本方針 開所以来老人福祉施設の面で、着実に歩みを進めてきました利用者の日常生活に対する援助はもちろん、利用者それぞれのニーズに応じた柔軟性のあるサービスで、利用者が生活に張りを持ち、生きる希望を持てるよう努めていきます。また、地域住民に信頼される老人ホームをめざし、地域福祉の担い手としての役割も積極的に発揮していきます。
- (3) 当施設の経営理念 高齢化社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で生涯を送れるよう、人生の後半を安らかな生きがいのある生活が出来るよう支援する。
- (4) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (5) 施設の名称 特別養護老人ホーム 愛光園
- (6) 施設の所在地 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地
- (7) 電話番号 0228-45-2551
- (8) 施設長氏名 佐藤 郁子
- (9) 開設年月 平成4年4月1日
- (10) 入所定員 50人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。利用者の心身の状況やご希望、居室の空き状況などを考慮し、決定させていただきます。また、心身の状況の変化等、必要に応じて居室を変更させていただく場合もあります。 ※別表1. 参照

○居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

○なお、トイレ、洗面所は共同で園内2カ所にあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※別表2. 参照

〈主な職種の勤務体制〉

※別表3. 参照

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

【1】当施設が提供する基準介護サービス

【2】当施設が提供する基準介護以外のサービス があります。

【1】当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、食事の提供に要する費用(以下「食費」と表示)、居住に要する費用(以下「居住費」と表示)を除き、利用者負担割合を除いた分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・利用者の自立支援のため離床してデイルームにて食事をとっていただくことを原則としています。

・食事時間→朝食：8：00～、昼食：12：00～、夕食：18：00～

・居室及び食事関係部門が連絡を密にし、栄養相談並びに食事内容の検討を実施します。

・栄養ケアマネジメントは基本サービスとして、アセスメントや栄養ケア計画・提供経過・モニタリング等の一連の実施を行い、個別の栄養管理を行います。

・利用者の使用する食器・設備・飲用水・食事提供に伴う調理や配膳に対し、衛生的な管理に努めます。

③入浴

・入浴又は清拭を週2回行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう配慮します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の介護保険負担割合分の自己負担額と食費、居住費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）※別表4. 参照

- 上記金額は一般世帯に適用されます。非課税者や生活保護受給者、低所得者に対しては、各種制度がございます。詳しい金額は個別にご説明致します。なお、食費及び居住費について、負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額（※別表4-1. 参照）とします。
- 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。その場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護給付費体系の変更があった場合や、食費（食材料費及び調理に係る費用）、居住費（近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準等を勘案）をもとに事業者は当該サービスの利用料金を変更することができます。（契約書第8条第1項参照）
- 利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は※別表4-2. の通りです。なお、利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。
- 機能訓練指導員により利用者の各状況に応じた個別機能訓練計画書を作成し個別機能訓練の実施等をした場合、個別機能訓練加算（※別表4. 参照）を算定致します。
- 疾病治療の手段として医師の食事せんに基づき適切な栄養量・内容を有する「療養食」を提供させていただきます。療養食とは腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食（流動食を除く）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食等、法令指定の病名等によるものとなり、療養食加算（※別表4. 参照）を算定致します。
- 経管栄養での食事の方が、医師の指示により経口からの食事に移行する為、経口移行計画（栄養ケア計画に一体化可）を作成し、栄養管理及び支援を行う場合、法令に従い経口移行加算（※別表4. 参照）を算定致します。
- 摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方で、医師等の指示で経口摂取を継続させる上で特別な栄養管理が必要となる方に対し、経口維持計画（栄養ケア計画に一体化可）を作成し、栄養管理等を行う場合、法令に従い経口維持加算（※別表4. 参照）を算定致します。
- 入所された当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、短期入所生活介護からひきつづき入所した場合などの場合を除き、入所日から30日間に限り初期加算（※別表4. 参照）を算定致します。
- 歯科医師やその指示を受けた歯科衛生士の口腔ケアに関する助言・指導（月2回以上）により、介護職員が計画的に口腔ケアを行った場合、口腔衛生管理加算（I）（※別表4. 参照）を算定致します。
- 若年性認知症の方に対し、個別に担当者を定め、その方の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症入所者受入加算（※別表4. 参照）を算定致します。

【2】当施設が提供する基準介護以外のサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、全額利用者の自己負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉 ※別表5. 参照

①貴重品の管理費

利用者の希望により、貴重品管理サービス(別途契約)をご利用の場合、お支払いいただきます。管理に係る取扱いは別途定める「入居者預り金取り扱い要領」によります。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりする物：通帳、印鑑、年金証書等
- ・保管管理者：園長

入出金が必要な場合は「入出金依頼票」を保管管理者へ提出していただき、それに従い入出金を行います。保管管理者は定期的または申し出のあったときに、預り金の状況を利用者又は契約者に報告します。

②電気器具等使用料

特別の電気器具(電気毛布、電気あんか、テレビ等)を持参・使用した場合はお支払いいただきます。

③特別な食事

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

④クラブ活動費

クラブ活動に参加した場合にお支払いいただきます。

⑤送迎費

利用者の希望に基づいて外出・外泊等に関わる送迎を行った場合、お支払いいただきます。

⑥居室明渡延滞に係る料金（契約書第22条参照）

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に対し居室明渡延滞料及び居住費をお支払いいただきます。

⑦家族等宿泊費

付き添い等で宿泊され、食事を注文された場合はお支払いいただきます。

- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明致します。
(契約書 第8条第2項参照)

- ご自分で使われる日用品については、個人で購入していただきます。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記【1】と【2】①～⑥の料金・費用は1ヶ月ごとにご請求し、あらかじめ指定された口座より自動引き落としさせていただきます。【2】⑦は宿泊された方に請求いたします。なお、ご利用いただける金融機関は、七十七銀行のみとさせていただきます。支払方法を上記以外とされたい方は、ご相談ください。

6. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記嘱託医の診療、治療を受けることができます。また、入院治療が必要になった場合は、嘱託医の指示、利用者等の希望により、下記協力病院にて入院治療を受けられます。その場合、3ヶ月を越すと契約書により退園の手続きをしていただくことになります。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証したり義務づけるものではありません。

①嘱託医 氏名：大竹 康彦
中島 雅彦

所在地：宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎上小路153
くりこまクリニック

②協力病院 名称：栗原市立栗駒病院

所在地：宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎松木田10-1

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。

1. 利用者が死亡した場合。
2. 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合。
3. 平成27年以降に入所した方が、要介護1及び2になり、特例入所要件非該当の場合。
4. 事業者が解散又は破産した場合、やむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
5. 施設の滅失や重大な毀損により、利用者へのサービスの提供が不可能になった場合。
6. 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
7. ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下《1》をご参照下さい。）
8. 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下《2》をご参照下さい。）

《1》 ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

1. 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
2. 施設の運営規程の変更に同意できない場合。
3. 利用者が入院された場合。
4. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
5. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
6. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
7. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

《2》 事業者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

1. 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
2. ご契約者による、サービス利用料金の支払いが半年以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
3. 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
4. 利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
5. 利用者が他施設に入所もしくは入院した場合。

○契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第21条参照）

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 7日以内の入院の場合…居室はそのままにし、退院後すぐ入所できます。

② 7日以上入院の場合…相談の上、一旦契約を解除する場合がありますが申し出があれば、退院後も優先的に入所できるよう努めます。満室の場合でもショートステイの活用等で、できるだけ負担のかからないよう配慮します。

《3》 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な医療又は福祉サービスの適切な事業者の紹介や、関係機関との連携を速やかに行います。

8. 身元引受人

契約締結にあたり、ご契約者には身元引受人、残置物引取人（契約書第23条参照）を合わせてお願い致します。契約終了時、解約時には、利用者本人や利用者の所持品についてお引き取りいただきます。利用者が死亡したときも同様です。引き渡しに係る費用については、ご契約者にご負担いただきます。

9. 事故発生時の対応について

※別表6. 参照に従い対応させていただきます。

10. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

当施設における苦情やご相談は下記担当者か第三者委員が、随時受付けております。また、事業所設置の苦情受付ボックスにおいても受付けております。

苦情受付担当者：生活相談員 菅原しん子 0228-45-2551

苦情解決責任者：園長 佐藤郁子

第三者委員：菅原隆文 0228-45-3553・五十嵐安子 0228-45-3902

第三者評価の実施の有無：無

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 愛光園

説明者 職名 生活相談員 氏名 菅原 しん子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所 〒

契約者氏名 印

利用者氏名 印

代筆者氏名 印
(代筆の場合)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規程に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

※別表1.

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	6室	多床室扱い（届出上）
2人部屋	1室	
4人部屋	13室	
合計	20室	
共同生活スペース	3スペース	
浴室	2室	一般浴室、特別浴室（機械浴）
医務室	1室	

*上記は、ショートステイ分も含めた居室数となっております。

※別表2.

職種	定数	職種	定数
園長	1	管理栄養士	1
介護職員	33	事務長	1
生活相談員	2	事務長補佐	1
看護職員	6	事務員	1
介護支援専門員	2	管理宿直員	2
機能訓練指導員	1	営繕員	1
嘱託医師(非常勤)	2	その他(洗濯場)	2

*上記は、ショートステイ兼務分も含めた数となっております。

※別表3.

職種	勤務体制
医師	非常勤
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：6:30～7:00 7～8名 日中：7:00～10:00 6～10名 10:00～19:00 13～14名 夜間：19:00～6:30 2～3名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:30～9:00 1名 日中：9:00～18:30 1～2名

*勤務体制の変更に伴い、上記配置人員が若干変わる場合があります。

*土日は上記と異なります。

*上記は、ショートステイ兼務分も含めた数となっております。

※別表 4.

(一日あたりの利用金額)

サービス利用料金【①】	負担割合	要介護1 6,600円	要介護2 7,300円	要介護3 8,030円	要介護4 8,730円	要介護5 9,420円
介護保険給付分 【①-②】	1割	5,940円	6,570円	7,227円	7,857円	8,478円
	2割	5,280円	5,840円	6,424円	6,984円	7,536円
	3割	4,620円	5,110円	5,621円	6,111円	6,594円
自己負担額【②】	1割	660円	730円	803円	873円	942円
	2割	1,320円	1,460円	1,606円	1,746円	1,884円
	3割	1,980円	2,190円	2,409円	2,619円	2,826円
食費【③】		1,445円				
居住費【④】		915円				
自己負担額合計 【②+③+④】	1割	3,020円	3,090円	3,163円	3,233円	3,302円
	2割	3,680円	3,820円	3,966円	4,106円	4,244円
	3割	4,340円	4,550円	4,769円	4,979円	5,186円

注1. 上記要介護度サービス利用料金には、看護体制加算(Ⅰ)(60円)・看護体制加算(Ⅱ)(130円)・夜勤職員配置加算(Ⅰ)(220円)・個別機能訓練加算(120円)・サービス提供体制強化加算(180円)が含まれております。

注2. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(介護度別介護費と各加算の合計の14%相当)が別途加わります。

注3. 各状況により口腔衛生管理加算Ⅰ(1ヶ月900円)・初期加算(300円)・外泊加算(2,460円)・療養食加算(1食60円)・経口移行加算(280円)・経口維持加算(Ⅰ)(月4,000円)・若年性認知症入所者受入加算(1,200円)が含まれます。

注4. 施設体制等の変更に応じて栄養マネジメント強化加算(110円)・褥瘡マネジメント加算(1ヶ月30円)・日常生活継続支援加算(360円)を新たに算定する場合があります。

※別表4-1

◇当施設の食費と居住費に係る負担額

利用者負担段階1～3の方は、食費と居住費の負担が軽減されます。(1日当たりの利用金額)

対象者	預貯金等の状況	利用者負担段階	食費(おやつ含)		居住費(多床室)	
			基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
生活保護受給者	単身：1,000万円以下	1	1,445円	300円	915円	0円
市町村民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者	夫婦：2,000万円以下					
合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	2	1,445円	390円	915円	430円
合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	3-①	1,445円	650円	915円	430円
合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1500万円以下	3-②	1,445円	1,360円	915円	430円
上記以外		4	—	1,445円	—	915円

※別表4-2.

(1日当たり)

サービス利用料金(外泊加算)【①】	負担割合	2,460円
介護保険給付分【②】	1割	2,214円
	2割	1,968円
	3割	1,721円
自己負担額【③】	1割	246円
	2割	492円
	3割	739円
居住費【④】		915円
自己負担額合計【③+④】	1割	1,161円
	2割	1,407円
	3割	1,654円

【※】外泊等の期間は居室確保期間として居住費をいただきます。外泊加算算定期間は負担限度額の金額となります。

※別表 5.

① 貴重品管理費	1月につき1,000円	
② 電気器具等使用料	1器具1日につき30円	
③ 特別な食事	実費	
④ クラブ活動費	実費	
⑤ 送迎費	1人1回につき500円(通常範囲)	片道20kmまで
	41円/km(通常範囲以外)	片道20km超分
⑥ 居室明渡延滞料	契約終了時点の介護度による法定価格全額負担分	
⑦ 家族等宿泊費	宿泊費:0円	
	食費:1,445円/泊 (実際の注文食数に依る)	朝食:420円
		昼食:420円
		夕食:605円

※別表 6.

